

8 災害救助法に係る政令市への権限移譲について

災害救助法の政令市への権限移譲については、平成27年1月30日に、「現行の事務委任で対応できる」との閣議決定がされ、決着が図られた問題である。

その後、指定都市市長会からの再度の要請を踏まえ、内閣府が設置した「実務検討会」において議論されてきたが、道府県側から反対の意見を強く主張してきた。全国知事会も、昨年12月と本年3月30日に意見表明を行うなど、一貫して反対の姿勢を表明してきた。

このような中、国は、5月8日に改正法案を閣議決定し、法案を提出した。

災害救助法の権限移譲には、大規模災害への対応は、一元的でシンプルにする必要があること、政令市による資源の先取りにより、公平・公正な救助に支障が出ること、救助主体の多元化により事務の複雑化を招くこと、といった問題があることに加え、関係団体からも窓口を一本化してほしいとの意見が出ている。

本件は過去の閣議決定（平成27年1月）で決着した問題であり、それを覆す事由は発生しておらず、閣議決定で示された現行の事務委任で対応できる問題である。全国知事会や多くの団体から反対意見が出ている中で、法案が提出されたことは大変遺憾である。

仮に、法改正を行う場合においても、県の広域調整権の下で、迅速で公平な救助ができる体制の確保が必須である。

国においては、移譲する政令市を指定する基準を定める内閣府令の検討にあたり、全国知事会や関係道府県の意見を反映させるとともに、道府県の広域調整権が適切に機能するように、運用方法等を具体的に定めることを求める。